

常滑市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 19 日

常滑市長 伊 藤 辰 矢

常滑市条例第39号

常滑市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

常滑市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年常滑市条例第5号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額) 第18条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業の対象となる子を養育するため1日の勤務時間の <u>全部又は一部</u> （2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内）の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認	(給与の減額) 第18条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業の対象となる子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合

改正後	改正前
められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。